

# 令和4年度人・農地将来ビジョン確立・実現支援業務 仕様書

「人・農地将来ビジョン確立・実現支援業務」の基本的な仕様は、以下のとおりとする。

## 1 業務の目的等

### (1) 業務目的

本業務は、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿等を明確化した計画(以下、「地域計画」という。)の作成を令和5年度から市町村が円滑に行えるようにするため、県が選定するモデル地区(以下、「将来ビジョン地区」という。)におけるワークショップの開催、市町村、農業委員会及びそれを支援する普及指導員等(以下、「市町村職員等」という。)を対象とした研修会の開催等により、市町村職員等が地域の話合いをコーディネートするスキルを習得し、地域の合意形成を促すことを目的に実施する。

### (2) 本業務に期待する効果

- ① ワorkshop, 研修会を通じて、市町村職員等が話合いをコーディネートするスキルを習得する。
- ② 習得したコーディネートスキルや本業務の記録を活用し、令和5年度以降、各市町村が地域計画策定のコーディネートすることが可能となる。

## 2 将来ビジョン地区とその概要

- (1) 地区A: 水稲及び転作作物については、認定農業者や任意組織が担っているが、30a区画のほ場が多い。高齢化に伴い、委託希望者が年々増加している。中心経営体である認定農業者も経営面積の拡大にも限界があり、新たな体制整備が必要な時期にきている。地区面積245ha, 中心経営体16人, 中心経営体への集積率36.6%。
- (2) 地区B: 山間部にあり、農地利用が困難な農地もある。作る農地, 保全する農地を地域の話合いの中で整理していく必要がある。地区面積57.3ha, 中心経営体6人, 中心経営体への集積率50.3%であり、担い手への集積は進んでいる地区である。
- (3) 地区C: これまで水稲単作地域であったが、令和元年にはほ場整備事業が採択され、面工事が進んでいる。ほ場整備地区では、個別13, 法人4の経営体を担い手として位置付けているが、当該地区には将来、受け手となる担い手がない状況である。地区の農地の受け手を明確にするとともに、高収益作物の導入を進めていくこととしている。地区面積44.7ha, 中心経営体5人, 中心経営体への集積率39.4%。
- (4) 地区D: 当該地区は2集落で構成されており、ほ場整備事業については、初期型ほ場整備再生計画地区である。集落ごとに集落ビジョン作成, 法人設立, 集積・集約, 後継者育成等を進めていくこととしている。地区面積93.4ha, 中心経営体10人, 中心経営体への集積率52.7%。

### 3 業務の内容

本業務に係る事前準備，企画調整，調査，民間専門家の派遣等のすべての諸作業は本委託に含み，これらに係る経費はすべて本業務の委託料に含むものとする。

#### (1) 関係機関との調整

(2) のワークショップ開催前に，市町村，県，その他関係機関との打ち合わせ等により，ワークショップにおける話合いの方向性について調整を行う。

#### (2) ワークショップの実施

上記2の将来ビジョン地区においてワークショップを開催し，地域計画の作成に向けた将来ビジョン地区関係者（担い手，地権者，関係機関等）が行う話合いのコーディネートを行う。ワークショップの内容は，人・農地プランの実質化で作成した地図を基に，概ね10年後の地域における農業の将来の在り方や農業上の利用が行われる農用地等の区域等について話し合う内容で実施する。また，ワークショップは，本業務年度内に1地区当たり3回程度開催する。

#### (3) 研修会の開催

地域計画の作成に向けた機運の醸成や，話合いのコーディネートスキルの向上を図るため，県内市町村及び農業委員会の職員や県普及指導員等を対象に，次の研修会を開催する。参加希望者が多い場合は，回数を分けて実施するなど工夫する。研修は，ワークショップ等の演習を取り入れ，対面形式を基本とするが，オンラインと同時開催で行うなど，参集の難しい市町村等の職員も研修会の内容を共有できる形式とする。

##### ① ファシリテーション基礎研修

ワークショップ開催前に実施し，ファシリテーションスキルの基礎を学ぶ。

##### ② ブラッシュアップ研修（仮称）

各将来ビジョン地区で開催したワークショップの振り返りを題材とした研修を年度途中に行う。

##### ③ スパイラルアップ研修（仮称）

ワークショップの全工程終了後，本業務全体を振り返り，令和5年度以降の各市町村による地域計画策定作業につなげる。

#### (4) 将来ビジョンの作成

ワークショップの最後に，各地区ごとの将来イメージを作成する。将来ビジョンは，ワークショップに参加していなくとも内容が理解できるよう，視覚的に訴えることができ，地域住民への配布や集会場掲示するなど，地域で活用できるような形式とする。

#### (5) 業務の取りまとめ

本業務の成果品として，本業務を取りまとめた報告書を作成する。本報告書は各市町村等に共有され，市町村が令和5年度以降実践する地域との話合いに活用できるものとする。

#### (6) その他

(1)～(5)のほか，1の業務の目的等を達成するために必要な業務について，県と協議の上，実施する。

## (7) 留意点

- ① 将来ビジョン地区の属する市町村等，県からの問い合わせに随時対応できる体制を整備すること。
- ② 業務は，県と連携して実施すること。
- ③ 将来ビジョン地区のワークショップは夜間に開催される可能性もあるため，可能な限り夜間も対応できるようにすること。
- ④ ワークショップ，研修会は，基本，対面で行うこととするが，新型コロナウイルス感染症の影響がある場合は，リモート開催で実施することも検討する。

## 4 業務の実施体制

以下の実施体制により本業務を遂行すること。

### (1) 統括責任者の配置

本業務を統括する責任者を配置すること。

#### ① 主な役割

- ・ 全体の進行管理
- ・ 市町村等の職員及び県の普及指導員への助言等
- ・ 研修会の講師（主）

#### ② 想定する人物像

- ・ 類似の業務経験のある者で，かつ，プロジェクトリーダー的ポストに従事した経験のある者，又はそれに準じたノウハウ・資質を有する者でプロジェクトマネジメントに精通している者。
- ・ 伴走型支援において，支援組織に必要な民間専門家を派遣できる人脈と能力を有している者。

### (2) 専任担当者の配置

将来ビジョン地区ごとに，専任の担当者を配置すること。なお，1人の専任担当者が複数の支援組織を担当することも可とする。

#### ① 主な役割

- ・ 各ワークショップの進行管理
- ・ 各将来ビジョン地区の関係機関との調整
- ・ 研修会の講師（副）

#### ② 想定する人物像

- ・ 経営コンサルタントの経験のある者，又は企業で新規事業開発や企画営業等の経験のある者で，農業経営についてよく理解している者。

## 5 実施計画書及び実施報告書

(1) 本業務の委託契約締結後，速やかに実施計画書を作成し，委託者と協議を行ったうえで業務を実施するものとする。実施計画書には業務の実施方法，業務工程表，従事者の氏名を記載すること。

(2) 本業務の完了後，速やかに実施報告書を作成するものとする。実施報告書については，本業務の執行過程や経過も明確となるように取りまとめること。

## 6 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。また、県から説明を求められたときは、それに応じるとともに、必要な書類等を閲覧させること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、不明な点や委託契約書に定めのない事項が生じたときは、県と協議の上、決定するものとする。

## 7 その他

- (1) 受託者は、本仕様に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い事由及び記載されていない事項が生じたときは、県と速やかに協議を行い、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、県の承認がある場合に限り、第三者に一部の業務を再委託することができる。